神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、神戸市契約規則（昭和 39 年３月規則第 120 号。以下「規則」という。）第４条の規定により、次のとおり公告します。

2026 年 11 月 24 日

神戸市長　久 元 喜 造

１．入札に付する事項

（１）件名

神戸市会会議録原稿作成業務

（２）納入場所

市が指定する場所

（３）契約期間

2027 年１月１日から 2028 年３月 31 日まで

２．入札参加資格

（１）本入札に参加できる者は、次に掲げる資格を有する者であること。

ア　令和８・９年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

イ　神戸市内に本店を有すること。

ウ　校正業務に従事する者として、速記技能検定１～２級の資格を有した者を常時２名以上雇用していること。

（２）本入札に参加できる者は、次に掲げる下記法令に関する要件を満たす者であること。

ア　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

イ　入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成６年６月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ　経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されている者を除く。）でないこと。

エ　神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

３．入札に関する問い合わせ及び必要書類の提出先

神戸市中央区加納町６丁目５番１号

神戸市役所１号館 25 階
神戸市市会事務局議事課
電話番号　078-322-5857
E-mail：giji-shikai@city.kobe.lg.jp

４．入札説明書の交付期間及び交付方法
（１）交付期間
公告の日から 2026 年 12 月４日まで
（２）交付場所
神戸市中央区加納町６丁目５番１号
神戸市役所１号館 25 階
神戸市市会事務局議事課（電話番号　078-322-5857）
または市ホームページ
（URL：https://www.city.kobe.lg.jp/a27968/kaigirokusakusei.html）
（３）交付方法
神戸市市会事務局議事課で配布資料を受け取る。または、上記ホームページよりダウンロードすること。

５．当該入札参加資格審査の申請書の提出期間等
（１）提出期間
公告の日から 2026 年 12 月４日（金曜）午後５時 30 分まで
（２）提出場所
神戸市中央区加納町６丁目５番１号
神戸市役所１号館 25 階
神戸市市会事務局議事課（電話番号　078-322-5857）
（３）提出方法
神戸市市会事務局議事課（E-mail：giji-shikai@city.kobe.lg.jp）に電子メールで提出すること。

６．当該入札参加資格の審査及び通知
当該入札参加資格の審査及び審査の通知方法等については、入札説明書による。

７．入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
（１）提出期限
2026 年 12 月 15 日（火曜）午後５時 30 分（正午から午後１時までを除

く。）までに市会事務局議事課に持参または郵送で提出すること（持参の場合の受付時間：午前８時 45 分から午後５時 30 分まで。ただし正午から午後１時までの休憩時間を除く。また、神戸市の休日を定める条例（平成３年３月条例第 28 号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日を除く）。

郵送の場合は 2026 年 12 月 15 日（火曜）午後５時 30 分までに市会事務局議事課に必着すること（郵送の場合で、神戸市役所に届いていたとしても、市会事務局議事課担当の手元に届いていない場合は、無効とする）。

（２）提出場所

神戸市中央区加納町６丁目５番１号
神戸市役所１号館 25 階
神戸市市会事務局議事課（電話番号　078-322-5857）

（３）提出方法

持参の場合は、封筒に入れ、封緘した上で提出すること。
郵送の場合は、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きすること。

８．開札の日時・場所等

日次：2026 年 12 月 16 日（水曜）午前 10 時から
場所：神戸市役所１号館 25 階中会議室
立ち会い：入札書の提出者は、開札に立ち会うこと。

９．入札保証金

規則第７条第２号の規定により免除する。

10．入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
（２）入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
（３）入札書に記名及び押印がないとき。
（４）一の入札に対して２通以上の入札書を提出したとき。
（５）代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
（６）入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
（７）入札者の資格のない者が入札したとき。
（８）本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
（９）鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
(11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とならない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

②一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

①その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11．落札者の決定の方法

（１）落札者の決定は、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（２）最低価格の入札書を提出した者が二者以上あった場合は、くじにより落札者を決定する。

（３）落札者の提出した入札書が無効である場合は、２番札（予定価格内に限る）の者を落札者とする。なお、２番札の者の入札書が無効である場合は、順次繰り上げて決定する（予定価格内に限る）。

（４）最低額が予定価格を上回る場合は、入札を再度実施するものとする。
再入札は、１回目の入札での最低価格の入札金額のみを発表した上で、実施する。

（５）再入札となった場合、当該入札参加資格の審査の申請に届け出た使用印鑑（１回目の入札に使用した印鑑）が必要となるが、持参できないときは、委任状を提出することで、代理人の印を使用して入札を行うことができる。

（６）再入札により落札者が決定しない場合には、入札を終了し、この場合、再入札で最低価格の入札金額を提示した者から順次交渉して落札者とすることがある。

（７）落札者が、契約日までに当該入札参加資格を喪失した場合、契約を締結しない場合がある。

12. 令和８・９年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すると認定されていない者の参加

第２項第１号アに掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札参加資格の審査の申請書及び資料を提出することができるが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに第２項第１号アに掲げる入札参加資格を有すると認定され、かつ、当該入札参加資格を有しなければならない。

13. その他本書に規定のない事項は、入札説明書によるものとする。